

事 務 連 絡
令和2年5月25日

各市町村高齢介護担当課長 様

京都府健康福祉部高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の
緩和認定等に係る臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、地域密着型サービス外部評価の緩和認定について本府では別添のとおりのお取り扱いとしますので、ご承知の上、管内の地域密着型サービス事業所へ周知頂きますようお願いいたします。

なお、本件については京都府地域密着型サービス外部評価機関に対しても事前調整の上、周知していることを申し添えます。

担 当	高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
電 話	(075)414-4575
FAX	(075)414-4615

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の緩和認定等に係る臨時的な取り扱いについて

1 受審期間の延長について

令和元年度及び令和2年度に実施を予定していた又は予定している事業所が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため外部評価調査の実施が延期となり、受審期間内に受審ができなかった場合、令和3年3月31日までに受審すれば、受審期間内に受審があったこととして取扱います。

上記により、延期を行った場合、評価機関が作成する延期理由を記録した文書（様式は任意）を保管し、緩和申請時に提出してください。

2 調査方法の柔軟な取り扱いについて

上記期間内については、訪問調査に替えて、電話、S k y p e等を活用した職員ヒアリング、写真や評価に必要な書類を事業所から郵送いただく等の方法による調査についても認めることとします。

京都府健康福祉部高齢者支援課
事業所・福祉サービス係